

戦後剣道の中段の構えに対する打突部位の変遷とその要因： しない競技から学校剣道への移行過程に着目して

矢野 裕介

Yusuke Yano: Transition of *datotsu-bui* (striking zones) in *chudan-no-kamae* (middle-guard position) in kendo and its related factors after the Second World War: with focus on the transition from *shinai-kyogi* to *gakko-kendo*. Japan J. Phys. Educ. Hlth. Sport Sci. 57: 527-543, December, 2012

Abstract : This study focused on the introduction of *hidari-kote* (left *kote*), one of the *datotsu-bui* in *chudan-no-kamae* of kendo, in *shinai-kyogi*, and its restriction in *gakko-kendo* after 1953, in order to elucidate the process of transition of the striking zone and the reasons for it.

The results obtained were as follows:

1. *Datotsu-bui* (particularly *kote-bu*) in *chudan-no-kamae* of *shinai-kyogi* were treated equally, regardless of whether the strike was directed at the opponent's left or right *kote-bu* in *shinai-kyogi*, as was decided from the perspective of sport. However, *hidari-kote* in *gakko-kendo* after 1953, which was practiced alongside *shinai-kyogi* as "sport kendo," was restricted. This difference in the treatment of *hidari-kote* confirmed a discontinuity between *shinai-kyogi* and *gakko-kendo*.

2. In 1957, *shinai-kyogi* and *gakko-kendo* were amalgamated. A *gakko-kendo* instruction guide called "*gakko-kendo-no shido*" (1958) states two reasons why *hidari-kote* in *chudan-no-kamae* was prohibited in *gakko-kendo*. The first reason was that when fighting against an opponent using *chudan-no-kamae*, "attacking the opponent's dominant right hand increases the chance to win." The second reason was that in *chudan-no-kamae*, "striking the opponent's left hand, a supporting hand in kendo, is dangerous because the point of the *shinai* (bamboo sword) tends to be thrust at the opponent's body and hard striking to the left hand from *jodan* (upper-guard position) in particular can cause injury." In *chudan-no-kamae*, when striking *hidari-kote*, which is closer to the body than *migi-kote* (right *kote*), the point of the *shinai* tends to be thrust at the opponent's upper left arm area, which is not protected by *bogu* (protective equipment). In *gakko-kendo*, the striking instrument in question is a heavier and harder 4-slat bamboo *shinai*, instead of the 16-slat bamboo *fukuro-shinai* that is used in *shinai-kyogi*. In addition to the risk of the specific area being injured with the heavier and harder *shinai*, a fist of left hand, which is not the striking zone, is also struck because the *tsuba* (sword guard) does not protect it. Hence, striking the *hidari-kote* in *chudan-no-kamae* is prohibited in *gakko-kendo*.

Key words : kendo, *hidari-kote* (left *kote*), school, sport, history

キーワード : 剣道, 左小手, 学校, スポーツ, 歴史

1. 問題の所在

剣道における右手前中段の構え（以下、中段の構えと略す）は、「すべての構えの基礎となる構えで、攻防の変化に応じるのにもっとも都合のよ

い構え方」（全日本剣道連盟編，2008）であるとされている。それ故、「現代の剣道ではこの構え方が最も多く用いられている」（全日本剣道連盟編，2008）のであるが、その構えに対する打突部位は、現行の剣道で採用されている全日本剣道連盟（以下、全剣連と略す）制定の競技規則によ

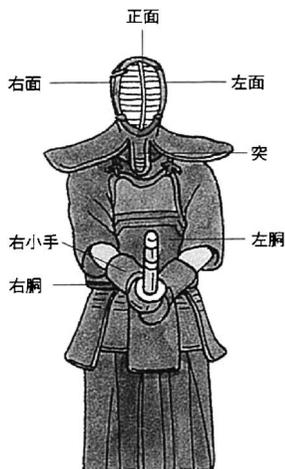


図1 中段の構えに対する打突部位
(大修館書店編集部編, 2007, p. 279.)

ると、面部（正面，こめかみ部以上の左右面），小手部（右小手），胴部（右胴，左胴），突部（突き垂れ）に分類されている（全日本剣道連盟編，2007，図1参照）。長尾進（2010）によれば，これら中段の構えに対する打突部位は，1927年に大日本武徳会によって制定された「大日本武徳會剣道試合審判規程」^{註1)}以来，それほど変わっていないという。

しかしながらこの規程が施行されて以降，中段の構えに対して「左小手が右小手と並列して打突部位に指定」（中村，1994）されていた時期があったことを見過ごしてはならない。戦時中，とりわけ1943年以降において剣道は，実際の戦場を想定した戦闘手段としての剣道へとその戦技化が図られていくのであるが，同1943年に文部省より通牒された「學徒剣道試合規定」では，その構えに対する斬撃可能な部位（小手部）が，「籠手（右左）」（林田，1943）と定められているのである。また同様の規定は，敗戦後，GHQによって剣道が「超国家主義を鼓吹し，軍国主義に協力した」（中野，1972）という理由で禁止されたことに対し，それを解除するために「大衆スポーツの立場から，簡易に，安価に，安全にできるという主旨のもとに，剣道を純粹スポーツの立場から考案」（中野・坪井，1970）し新たに創出された，

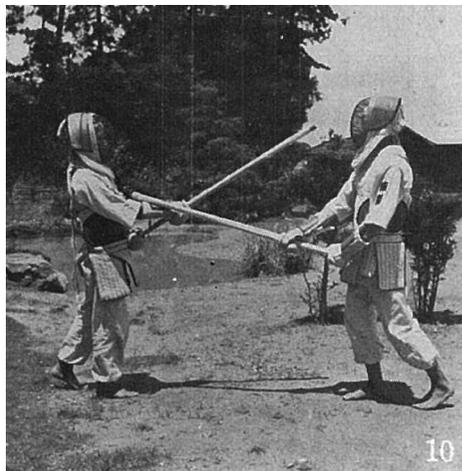


図2 しない競技
(体育日本社写真部, 1952, p. 4.)

しない競技^{註2)}（図2参照）においても確認される。このしない競技が1952年に中学校以上の学校体育の教材として導入された際に刊行された文部省編（1952）の『学校しない競技指導の手びき』でも，中段の構えにして「右小手を打つ場合と左小手を打つ場合がある」と説明されているのである。

要するに，中段の構えに対する打突部位としての左小手は，戦時期の学生剣道としない競技において認められていたのであるが，それは，1953年以降，学校体育に復活実施されることになった剣道（以下，学校剣道と記す^{註3)}）には継承されなかった。これまで，しない競技のもつ「スポーツ性・競技性という性格は復活後の剣道に影響を与え」（中林，1982）たとされてきたが，打突部位（小手部）に焦点を定めてみると，後者ではしない競技において認められていた左小手が制限され，右小手のみが可とされており^{註4)}，両者の間に断絶がみてとれるのである。1957年には，この併存した両者^{註5)}の内容が整理統合され，名称を「学校剣道」と統一し，「スポーツとしての剣道」が中学校以上の学校で実施されていくこととなるのであるが，ここでも中段の構えに対する小手部への打突は「右小手」（文部省編，1957）に限られている。

このように剣道の近現代史を俯瞰するならば、中段の構えに対する打突部位としての左小左手は、戦時下の1943年以降の剣道及びしない競技だけにみられる特異な現象と見てよく、それらの一時期を除いて認められていなかったのである。戦後学校体育の教材化を通して具体化がなされていた「スポーツとしての剣道」における中段の構えに対する打突部位（小左手）に着目すると、そこではしない競技との断絶がみられるのである。それは同時に、戦時期に戦技化した剣道との断絶でもあり、剣道はそれ以前の姿（ルール史上では1927年の「大日本武徳會剣道試合審判規程」）に戻ったとみなすことができる。

敗戦後、GHQによる「非軍国化政策をまえに学校から締めだされ」（木下、1972）た武道（剣道）を復活実施していくにあたって「非実用の競技を強調したスポーツ形式を採用した」（木下、2003）のであるが、その際、何故しない競技とは異なる中段の構えに対する左小左手の制限が設定されたのか。従前の戦後の剣道に関する史的研究においては、国分国友（1990）、齋藤浩二ほか（2004）、高野一宏（1989）、高野一宏・中野八十二（1983）、長谷川弘一（2008）、村山輝志・国分国友（1976）の研究にみられるように、しない競技から学校剣道への移行過程に着目して剣道の競技化について検討したもの、及び審判規則や学習内容（指導内容）の変遷を明らかにしたものがあるが^{注6}、何れの研究も本研究の中心課題となる中段の構えに対する打突部位については、その変遷を概括的に整理するに止まっており、左小左手が制限されるに至った事情が詳らかにされていない^{注7}。

以上より本研究では、しない競技において認められていた中段の構えに対する打突部位としての左小左手が、しない競技と並行して実施された1953年以降の学校剣道、さらに両者の内容が整理統合された1957年以降の学校剣道においては制限されていることに着目し、そのような打突部位の変遷過程と変化の要因について解明することを目的としている。

2. しない競技の登場とその打突部位（得点の部位）

2.1 しない競技の考案と学校体育への導入

終戦直後日本においては、GHQの占領政策の一端により、学校における武道（剣道、柔道、薙刀、弓道）は全面的に禁止され、また一般社会における剣道も制限されたこと等で、剣道は「全く中断されたかに見えたが、剣道愛好家の情熱が原動力となって復活を推進」（見形、1976）させていった。東京では笹森順造らを中心とした東京剣道倶楽部が、1947年7月頃から連合軍当局と折衝をもち、助言を仰いだとされている（関東学生剣道連盟編、2002）。しかし結局のところ、占領下において剣道を公的に実施することは認められなかった。1947年4月11日に極東委員会から出された「日本教育制度改革に関する指令」の第10項において、「すべての教育機関において軍事科目の教授はすべて禁止さるべきである。…剣道のような戦闘精神を助長する昔からの運動もすべて廃止せねばならぬ。」（海後・清水編、1966）と例示されていたことから、「占領下においては出先機関である進駐軍が如何に剣道を理解していてもその元締めである極東委員会がこの条文を消滅し、剣道と言う文字をなくさない限り、いかに剣道の内容を変えてスポーツにして見ても“剣道”という名称では絶対に不可能」（中野、1957）だったのである^{注8}。

このような情勢下、「当時の剣道指導者達の間では剣道の復活を日本が独立するまで待つか、あるいは一步前進して新しいものを生み出すかについて種々討論が行われ…その結果“従来の剣道”は他日を期することにして別に剣道の長所をとり、他のスポーツを参考にして、青少年の安全と、当時の経済事情を考慮に入れ」（中野、1957）た新しいものをつくるべきであるとのことになって案出されたのが、しない競技であった。

かくて1950年2月5日、東京剣道倶楽部を中心とする全国の剣道関係者が参集し、笹森順造を会長とする全日本撓競技連盟（以下、全撓連と略

す)が結成され(中村, 1994), しない競技の完成と普及に乗り出していくのであるが, その具体的な指針が一般に明示されるのは, 翌1951年5月5日に同連盟より発行された『撓競技—規程の解説と基本—』まで待たねばならなかった。

ところで, 全撓連が活動を開始した当初, 「しない競技は考案されたばかりのものであり, 理論, 実技とともに不完全な点も多かったのであるが, 当時の社会的背景にマッチした斬新なものであるということ, 剣道弾圧に対する救世的存在であるという意識のもとに多くの剣道関係者」(中野・坪井, 1970)のみならず, 社会においても着実に普及していった。全撓連への加盟団体数が, 1950年4月の時点では23団体だったものが, 翌1951年12月にはその数が32団体388クラブにまで達している(高野, 1989)。

このようなしない競技の普及に乗り, 全撓連ではこれを学校体育の教材として採用するよう文部当局に働きかけていったのであるが, それは即座に実現することはなかった。文部省内外では, しない競技に対して, 「それが舊来の剣道の運動形式を参考として作られた」(小西, 1952)という理由から, 「戦時下の剣道のように極端な精神主義を強調するのではないか, という危惧」(高野, 1989)が抱かれていたためである。

にもかかわらず, 結果としてしない競技が, 1952年4月10日付の文部次官通知「学校におけるしない競技の実施について」(文初中第289号)において, 「中学校以上の実施可能な学校」で「体育の教材としてとり入れてもよい」ことが認められたのは, 文部省保健体育審議会の答申で, 「戦後わが国の学校スポーツ教材には, 個人的対人形式の競技種目が少なく, 体育の一般目標から, そのような教材による学習が要求されているが, 戦後新しいスポーツ種目として生まれたしない競技は, その要求にこたえる価値をもつものと考えられる」(文部省編, 1952)との見解が示されたことによる。しない競技は「体育の立場から見て, 適切な活動経験と言えし, …体育の一般目標から見て, このような教材による学習が価値あるもの」(藤崎, 1953)と評価され, 1952年4月から

中学校以上の学校体育の教材として採用されることとなった。そして1952年8月1日には文部省より『学校しない競技指導の手びき』が発行され, 本書を基に学校におけるしない競技の指導が進められていったのである。

2.2 しない競技にみる中段の構えに対する得点の部位

1950年に結成された全撓連は, 翌1951年5月5日, しない競技の具体的な指針を一般に明示するため, 「撓競技の教育的意義」, 「撓競技規程の解説」, 「撓競技の基本と指導」についてまとめた『撓競技—規程の解説と基本—』を発行した(全日本撓競技連盟編, 1951)。

本書によれば, 「撓競技は日本民族独自の尊い経験を素材とし, 之に全く新しい意義を盛つて打ち変え, 近代化し科学化し, 而も平和的民主的な純正競技として最近新たに案出され」たものであるため, 「その目的も方式も規則も完全に戦技の範疇の外に立」つとされている。ここでいう「戦技」とは, 先にも述べたような戦時下において戦闘手段と化した剣道のことに他ならず, それとの断絶を強調しているのである。新たに創出されたしない競技の主たる特性は, 同書において以下のように説明されている。

- (一) 人間の自衛本能を巧みに取入れ, 之を應用して純正な体育化した万人向の快活明朗で高雅な競技である。…
- (二) 試合には時間と場所に一定の制限を設け其の範囲内で活動する合理性を持たせた得点制である。…
- (三) 一撃必殺とか, 肉を切らせて骨を切るとかの戦闘的なものではない。寧ろ護身防禦体技活動を習う間に自然に相手の体に生じた隙に瞬息の刹那に巧妙に撓を当て, 相手を反省させて導きつゝ得点を挙げる頗る人道主義的で而も興奮的感興の伴う競技である。…
- (四) 勝を制しようとして相手の活動を不当に妨ぐる暴力的行爲や洞喝的掛声などを禁止

- し、軽快で痛疼や怪我の心配がないから小兒女子にも愛好される競技である。…
- (五) 初心者から熟練者に至る技術に應じて、クラス別に試合を行うから老幼男女誰でもやれる。又運動競技年齢が長く高令者でも愉快地練習が出来る競技である。…
- (九) 用具は簡単低廉で容易に備えられるし、屋内でも、屋外でも四季、天候、晝夜の別なく行われる。

用具は「袋しない」で竹棒は自分で手製で出来る。防具は研究の結果簡単な低廉なものが出来るようになり又防具なしでも出来る。…

しない競技は、「愉快地に安全に、かつ比較的経済的にも容易に実施出来…しかも格技系統の競技としての特性を持ち、打つ、突く、かわす等の人間の活動的要求を満たす基本的運動要素の下、各種攻防技術を発揮して得点を競う大衆的競技」(藤崎, 1953) である、という説明は、上に列挙した特性を総括的に表現したものといえる。

そしてここでいう「安全」性の中でも、打突時における安全性を保障しうる手段として考案使用されることとなったのが「袋しない」であった。この「袋しない」は、「一・一五米(約三尺八寸)以内」の竹の「全長の三分の二以上順次に四、八、十六」に割り、その「外部を白の布地の袋に包んだ」もので、重さも「三〇〇瓦(約八十匁)以上四五〇瓦(一二〇匁以内)」(全日本撓競技連盟編, 1951) と軽く、従来の剣道で用いられた4つ割りの竹が組み合わせられた竹刀よりも「弾性が自ら生じ、打突の場合衝撃を少なくする」(藤崎, 1952) 工夫がなされている。学校で実施されるしない競技の打突用具は、一般で使用されていたものと同様の構造をもつ16割りの「袋しない」(図3参照)が採用されているが、その長さ重量は、中学校では「110センチ以内」, 「370グラム以内」, 高等学校以上では「115センチ以内」, 「390グラム以内」と規格されている。しない競技が「防具なしでも出来る」(全日本撓競技連盟編, 1951) とされたのも、このような構造

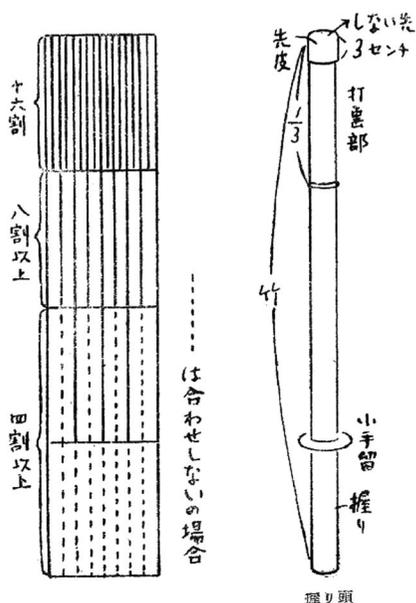


図3 「袋しない」の構造及び各部名称 (文部省編, 1952, p. 49.)

をもつ「袋しない」を使用することによって、打突時に生じる疼痛や怪我を防止することができたからである。

さて、しない競技ではこの「袋しない」を用いて相手の「得点の部位」, すなわち「面部(中央, 左, 右) 小手部(左, 右) 胴部(左, 右) 喉頭部(但し A 級, B 級)」^{註9)}を打突し合うわけであるが、これら得点の部位への「打突は、多くの構から発せられ、多種多様なものがあるが然し凡ての構の中心は中段の構であるから、中段の構からの打突の原理は凡ての場合に通ずる」(全日本撓競技連盟編, 1951) とされている。要するに、しない競技では中段の構えに対して、正面、左面、右面、左小手、右小手、左胴、右胴、喉頭部を打突することが認められているのである。

しかしながら、しない競技にみるこれら得点の部位は、戦時中の剣道において採用されていた「學徒剣道試合規定」^{註10)}の中段の構えに対する斬突部位、すなわち「面(顛顛以上)、胴(右左)、籠手(右左)、喉(面垂)」(林田, 1943) と比較すると、両者ではほぼ同様の部位が定められていることがわかる。このことから、しない競技の得

点の部位は戦時中に実施された戦技としての剣道の斬突部位がほぼそのまま受け継がれているといえるが、その一方でしない競技の打突技術は、「對士の死命を制する」(林田, 1943) といった、いわゆる「相手を斬りたおすという考えを基調」(井上, 1952) とした技術 (= 斬打的技術^{註11)}) で行われていた戦時中の剣道からの脱却を図るために、「一撃必殺とか、肉を切らせて骨を切るとかの戦闘的なものではない」(全日本撓競技連盟編, 1951) 技術、すなわち相手と打ち合い得点を競う技術 (= 当打的技術^{註12)}) へと改変されていることに着目しなければならない。

つまり小手部に限ってみれば、戦時中の剣道においてはその技術を実戦に即応させることが目的とされていたために、中段の構えに対しては真剣勝負を想定して左右両方の小手を斬撃する修練が行われていたのに対し(村山・国分, 1976)、しない競技では「小手は左右平等」(中村, 1994) に打つものとして、すなわちスポーツとしての合理性という観点から位置づけられ実施されるようになったのである。

但し、その指導に供された文部省編(1952)の『学校しない競技指導の手びき』によれば、「指導内容に応ずる生徒の学習活動は、直接的にはしない競技のけいこや試合として行われることが多く、その身体的活動に関連しつつ理解を深め、技能を練り、態度習慣を養うことが多い。したがって多くの学習活動を行わせる場合には、しない競技の動作あるいは技術の中から生徒の発達や習熟状況に応ずる適切なものを選び、これを種々のけいこや試合の場面において実施するように導くことが必要である。このためには、しない競技で行われる動作あるいは技術を分析し、これを発達や習熟の程度によって…各学校種別に分散配当」しなければならないとの理由から、中段の構えに対する基本技としての「面(正左右)」、「小手(右)」、「胴(左右)」、「突(咽喉部)」、「小手(左)」のうち、「突(咽喉部)」と「小手(左)」は高等学校から指導教授されることになり、試合におけるそれら部位への打突は高等学校以上の学校に限って認められることとなった。

3. 学校剣道の案出とその打突部位

3.1 学校における剣道の導入

前述したように、しない競技が社会において着実に普及し、しかも公的に実施されるようになった一方で、1952年4月のサンフランシスコ平和条約の調印による日本の独立等を契機として「剣道復活の気運は急速に進み東京、関西、九州、中国、四国などに剣道連盟が結成され」(坂本, 1977)、遂に同1952年10月14日には、これら組織を統括する全剣連が結成された。

しかしながら、一般社会体育としての剣道の実施が認められるのは、1953年5月1日付で通知された「社会体育としての剣道の取扱について」(文社体第214号)まで待たねばならなかった。「公的には、未だ昭和21年8月25日の体育局長通牒(発体95号)は生きていた」(中野・坪井, 1970) ことから^{註13)}、「剣道に対する先入的誤解はなかなか固く、これを解きほぐすことは容易ではなかった」(庄子, 1970) のである。そのため全剣連は、剣道を復活せしめるにあたり、保健体育審議会より提示された以下の4つの条件を受容しなければならなかった(笹森, 1955)。

- (一) スポーツの一種目としての性格を明らかにすること。
- (二) 学生・生徒の心身発育にふさわしい競技方法、実施要項とその内容を考えること。
- (三) 青少年間に広く普及すること。
- (四) 全日本剣道連盟がスポーツ団体として組織され民主的に運営されること。

この4つの条件を受容することによってその存在を正式に認可された全剣連は、剣道が「学校体育から閉め出されていたのでは、普及面から見ても極めて不得策であって、剣道の普及のためには、どうしても青少年のうちからこれに親しませるに限る」(庄子, 1970) という理由から、剣道を学校体育の教材として採用するよう文部当局に働きかけていった。

文部省においては、このことをまず学校体育分科審議会に諮っているが、同審議会の意見は、「スポーツとしての剣道が確立されて内容等も正しいものになったならば、文部省として実施する措置を講じてもいいだろう」（加藤，1985）というものであった。そしてこれを受け、1952年「十二月六日の保健体育審議会総会では、学校体育分科審議会のまとまった考え方をそのまま基本にして、しかもなお研究」（加藤，1985）することが決定されるや、翌1953年2月26日の保健体育審議会では、学校体育分科審議会委員の加藤橋夫によりその研究機関の設置が文部省に要望されたのである。

このような段階を経て文部省では、1953年4月、剣道以外の体育関係者もメンバーにいた学校剣道研究会を発足し、「剣道は武道としてではなく、体育スポーツとして、他の体育スポーツと同等の立場において学生生徒の心身の発達に寄与し、豊かな人間性を作り上げることを目標とする」という基本理念のもと、「あらゆる角度から過去の剣道に対する厳しい批判と新しい剣道の在り方についての検討を試み、同時に青少年学生の心身の発達に即した剣道の内容やその実施方法について研究」（庄子，1970）されることとなった。

かくてこの研究会では、戦時中の剣道にみられる「武術的な色彩を一掃して学校スポーツとしての立場」（加藤，1985）から新しい剣道が案出され、1953年7月7日付の文部事務次官通知「学校における剣道の実施について」（文初中第385号）をもって、高等学校以上の学校でこの新しい剣道（＝学校剣道）が実施される運びとなった。本通知によると、その「実施内容については、近く文部省から発行される『学校剣道指導の手びき』に具体的に示す」（文部省編，1953）とされている。

3.2 1953年より実施された学校剣道にみる中段の構えに対する打突部位

学校剣道の実施内容が初めて明示された文部省編（1953）の『学校剣道指導の手びき』によれば、「学校における剣道の第1条件は、格技形式

のスポーツとしての資質を備えることである。」と説明されている。そのため学校剣道では、この資質^{註14}を満たすべく競技規則が設けられているのであるが、同書に収録されたその冒頭では、「剣道の競技は、所定の場所で一本の竹刀を持ったふたりの競技者が、定められた部位を、互に打ち、突きして勝敗を争う競技である。」とその競技概要が述べられている。

ここでいう「定められた部位」とは、同規則によれば、「面部（正面・左面・右面）」、「小手部（右小手）ただし上段に対する左小手は認める。」、「胴部（左胴・右胴）」、「突部（喉頭）」である、と定められている。つまり、学校剣道では中段の構えに対して正面、左面、右面、右小手、左胴、右胴、喉頭部を打突することが認められているのである。そして学校剣道の「指導内容」においても、中段の構えに対する基本的な打突は、「面（正・左・右）、小手（右）、胴（左・右）、突」（文部省編，1953）を指導しなければならないことが示された。

ここにおいて注目すべきは、1953年よりこの学校剣道の実施が認められたがために、高等学校以上の学校ではしない競技と学校剣道とが並行して実施されることとなったのである。前項で明らかにしたしない競技（高等学校以上）の中段の構えに対する得点の部位と学校剣道中段の構えに対する打突部位とを比較してみると、面部、胴部、突部については両者ともに同じ部位（＝正面、左面、右面、左胴、右胴、喉頭部）が定められているものの、小手部については前者では左右両方の小手を打つことが認められているのに対し、後者では右小手のみしか打つことが許されていない。学校剣道では、しない競技では認められていた中段の構えに対する左小手への打突が禁止される措置がとられており、それへの打突は上段の構えに対してのみ承認されることとなったのである。

それでは学校剣道において、このような制限は何故加えられることとなったのであろうか。

前掲『学校剣道指導の手びき』では、指導内容の各項目、及び審判規則等についての解説が省略

されているため（文部省編，1953），ここでは，1953年11月1日に全剣連より発行された『学校剣道一指導の手びき解説一』に着目し，その点について検討したい．同書は，全剣連が『『学校剣道指導の手びき』の作成に当つた学校剣道研究会の委員であつた方々に，執筆ならびに編集』を依頼したもので，学校剣道の「実際指導に当つてすぐに役立つ，より具体的，実際的な解説」（全日本剣道連盟編，1953）がなされているからである．

この指導解説書が編集されるにあたり，「とくに意を用いたのは，過去における剣道の弊害を冷静に批判しつつ離脱し，これからの学校剣道を，教育の理念に結びつけ，眞にスポーツとして，将来永遠に発展せしめるために最も望ましいと考えられる姿を描こうとした」（全日本剣道連盟編，1953）ことにあつた．そのため同書では，学校剣道の内容が，以下の諸点に基づいて選択構成されていることが明らかにされている．

- 一 指導内容は体育的立場から，武術としてでなく，スポーツとしての剣道の指導目標の達成に適切なものを選んだ．…
- 五 「斬る」わざでなく，「打つ」わざとして考え，なお，安全・危険防止の立場からわざの種類及び打突部の範囲を考慮した．
たとえば，左右面打の部位及び左小手を制限し，突のわざについてはじゆうぶん考慮した．…

これらの点から，学校剣道における打突の技術は，しない競技がそうであったように，戦時中の剣道にみられる武術的（戦闘的）な斬打的技術か

らスポーツ的な当打的技術へと改善されていることがわかるが，ここでは更にその当打的技術をもって打突する部位が，「安全・危険防止」という観点から決定されていることに着目しなければならない．

とりわけ，学校剣道の打突部位が定められる際にこのような配慮が加えられなければならなかったのは，その打突用具として「4枚あわせの竹製」の「竹刀」（長さ「115 cm～110 cm」，重さ「485瓦～410瓦」，図4参照）が用いられることとなったからである（文部省編，1953），と推定される．しない競技では打突用具として16割りの「袋しない」を使用することで打突の衝撃を少なくし，打突時における負傷を防止する工夫がなされていたが，学校剣道ではそれと長さは同じであっても，強度（硬さ）と重さが増す4つ割りの「竹刀」が用いられることとなったが故に，この「竹刀」で打突された際の衝撃によっても負傷することのない打突部位が選定されなければならなかったのではないだろうか．

因みに同書では，各打突部位において打突時の安全性が確保される打突^{注15)}の範囲が図入りで示されているが（図5参照），小手部において中段の構えに対する有効な部位を「右小手のみで左小手のみを除いたのは，主として安全のため」（全日本剣道連盟編，1953）である，と説明されるにとどまってお^{注16)}り，左小手を打つとどのような危険性があるのか，またどのような点から安全性が確保されないのかについては明示されていない．

なお，面部（左右面）を4つ割りの「竹刀」で打つことに対しては，当初，耳への障害が懸念されたという．そのため，「左面，右面について



図4 「竹刀」の各部名称
（文部省編，1953，p. 16.）

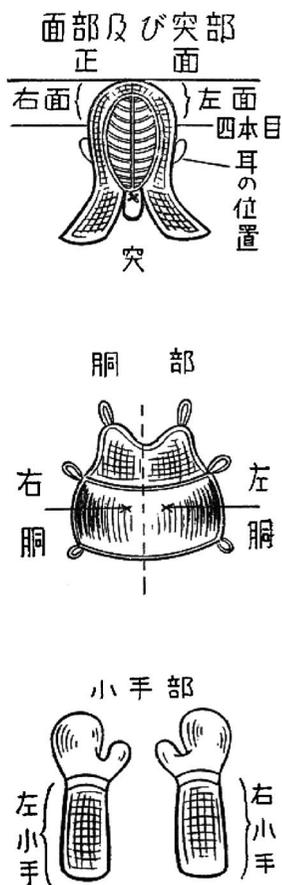


図5 1953年より実施された学校剣道における打突部位とその範囲
(全日本剣道連盟編, 1953, p. 280.)

は、耳の安全から、廃止論さえも生じた」とされているが、「左右技をなくすることは、剣道の技を単調なものにする」との見解から、その防衛対策として「左右面は、〔耳の位置よりも上部の——引用者注〕面金四本目以上」(全日本剣道連盟編, 1953, 図5参照)を打つとすることで、それら部位を打つことが認められることとなった。

4. 学校剣道の成立とその打突部位

4.1 しない競技と学校剣道との内容の整理統合

これまでみてきたように、学校においては1952年からしない競技が、1953年から学校剣道

が実施されることとなったわけであるが、この両者の関係については学校剣道研究会の委員を委嘱された藤崎寛行(1953)によると、次のように考えられていた。

新しく反省された剣道のもつ特性や内容や方法は格技系統の体育的民主的立場に立つてしない競技の考え方と同じような方向をとっていることはもちろんである。

つまり、新しい剣道が学校体育の内容として取り入れられるに至っては、大いにそのスポーツとしての特性を発揮し、好ましい人間関係の育成を期し、体育の目標達成に貢献するように発育発達に即し、内容、競技規則等が考えられ、学習活動がなされるように配慮されたことは、しない競技の場合と同様である。学校しない競技と学校剣道とは、その運動形式はもちろんのこと、指導目標、指導内容、教材、競技規則等の大部分が似通って居り、用具や技術等の相違は見られるが、両者は学校体育の目標達成の兄弟関係にあると云えよう。

両者の関係をたどって見るなら、庭球や野球における硬式と軟式との関係に見立てることが出来よう。

しない競技は比較の子供や老人、青年等大衆向、剣道は比較の元気旺盛な時代向きと考えられ、剣道はしない競技の幅広い基盤の上に立つて普及されることが好ましいと考えられる。

つまり、「しない競技と学校『剣道』との関係は野球における硬式と軟式との関係に比喻して捉えられ、両々相俟って実施されていくもの」(高野・中野, 1983)とされていたのである。しかしながら、その実情は必ずしもそうではなかった。しない競技は「剣道が学校体育の中に採用されていなかった過渡期のために、しかも剣道形式と多くの共通点を持っているために、全く新しいスポーツとして登場したとは云え、剣道の学校採用を待望する関係者にとつてはこれに代るものと

して実施して来た」(湯野, 1954) ことから, 高等学校以上の学校で学校剣道の実施が認められると, 「大学ではいち早く剣道に転向するものが続出, 高校でもしない競技に対する関心が次第にうすれて, 剣道に移行するものが増加」(庄子, 1970) していったのである。

このような情勢のもと, 全剣連では「しない競技と新しい剣道とを一体として考え, より大きい, 広い剣道に発展させることが望ましい. それには是非, 中学校にも学校剣道として, その指導が行われるべきである.」(学校剣道研究会編, 1958) との见解をまとめ, これを文部省に要請していった. この要請に対し, 文部当局は学校剣道研究会において研究を重ねた結果, 「現在まで実施されて来たしない競技と剣道を比較してみると, 両者の競技の性格や方法に体質的な差異はなく, 単に用具としての『しない』が前者は『16割りのふくろしない』を用いているのに対し後者は『4つ割りのしない』を用いている差異にすぎない」(学校剣道研究会編, 1958) との結論を得るに至った. そしてその結果, 1957年5月20日付の文部事務次官通知「学校剣道の実施について」(文初第285号) をもって, 学校における「しない競技」と「剣道」との内容を整理統合して, 名称を「学校剣道」として統一し, これを中学校以上の実施可能な学校で実施してもよいことが認められたのである(文部省編, 1957). なお本通知では学校剣道の適切な実施を期するために, その指導にあたっては文部省編(1957)の『学校剣道指導の手びき』を参照するように指示している

(文部省編, 1957).

4.2 1957年以降の学校剣道にみる中段の構えに対する打突部位

学校剣道の指導参考書として新たに作成された文部省編(1957)の『学校剣道指導の手びき』によれば, その競技概要は, 「防具をつけたふたりの競技者がおのおの一本の『しない』を持ち, 所定の場所で定められた部位を互に打ち突きして勝敗を争う競技である.」と定義されている. それ故同書の冒頭では, 学校剣道は「格技系統の対人スポーツの一つであり, その固有の運動形式から, 学生生徒の身体的発達にも貢献するものが多いが, 対人スポーツとしての特性を生かして指導されなければならない」とされている.

とりわけ, その指導にあたって配慮すべき目標(=「指導目標」)としては, 「打つ, 突く, かわす, とぶ, などの基礎的運動能力を発達させる.」こと, 「自他の安全について理解させ, これを積極的に守る態度・技能を高める.」こと等が掲げられているが, これらの「指導目標」を達成すべく案出された「指導内容」では, 学校剣道を学習させる場合の基本となる構え方や打突部位が表1のように示されている. 学校剣道ではこれが実施される全ての学校において, 中段の構えに対して正面, 左面, 右面, 右小手, 右胴, 左胴を打つ技術が必ず指導されなければならないとされたのである. 一方, 「○印のわざ〔上段の構えと小手(左)——引用者注〕は, 高等学校のうち技能の程度の高いクラブ員や大学の学生」を対象として指

表1 1957年より実施された学校剣道の「指導内容」(「基本」)※

内容		中学校	高等学校以上
基本	姿勢と構え	自然体, 中段の構え	下段の構え, ○上段の構え
	足さばき	歩み足, 送り足	つき足, 開き足
	す振り	上下振り, 斜め振り	
	打突	面(正・左・右), 小手(右), 胴(左右)	突き, ○小手(左)
	打ち返し	連続左右面, 正面—連続左右面	

※文部省編(1957), p. 3. より作成. なお, 高等学校以上の内容は中学校の指導内容に新たに加える必要のある内容のみを示した(○印のわざは, 高等学校のうち技能の高いクラブ員や大学の学生に対するわざである).

導されることとなったわけであるが、そのために彼らが参加する学校剣道の正式試合で採用された競技規則ではこれに対応する条文が示されている。すなわち、同書に掲載されている競技規則によれば、小手部への打突は「(右小手)・ただし防具の小手の手首より上部とする。なお上段に対する左小手は認める」と定められているのである。従って「指導内容」(表1参照)に示される「小手(左)」とは、上段の構えに対する左小手である、と解される。なお、この「小手(左)」と並んで掲げられている「突き」とは、競技規則によれば「のど」(喉頭部)を突くことをいう。

以上のように、学校剣道では、これを中学校で実施する場合には中段の構えに対して正面、左面、右面、右小手、右胴、左胴を打つ技術が指導され、高等学校以上の学校で行う場合にはこれら部位に加えて喉頭部を突く技術と上段の構えに対して左小手を打つ技術が指導されるようになった。

つまり小手部に限ってみれば、学校剣道では中段の構えに対して右右手のみが打つことを認められており、左小手はそこから除かれているのであるが、前掲『学校剣道指導の手びき』においてもこのような措置がとられることになった経緯や理由については説明されていない。同書は「指導内容の各項目についての解説は省略」(文部省編、1957)されていることに加えて、競技規則に関する具体的な解説もされていないためである。

そこで以下では、1958年に学校剣道研究会によって編纂された『学校剣道の指導』に注目したい。本書は「『学校剣道指導の手びき』の執筆並びに編集に当たった人々の裡の有志が相図って、現場の指導者のために、更らに具体的実際の解説書」としてまとめられたものであるからである。

前項でも述べたように、剣道がスポーツとして成立しうするためには競技規則が設けられていなければならないが、同書によれば学校剣道の競技規則は「教育的立場より作成」されたことは勿論、その条文に「如何にいろいろの徳目を並べて見ても1回の怪我で教育的効果は失われてしまう」ため、「安全的立場より作成」されたとされている。学校剣道は「抵抗力を必要とする格技である

以上、それ等の特質も充分生かさねばならないが安全教育と云う面も充分考慮」されなければならないからである。

それ故、学校剣道では「頭部・胴部・小手部等をじゆうぶん保護する面・小手・胴・たれなど」の防具を用いることに加えて、この防具に覆われた部位の中でも所定の打突部位を、相手を殺傷しようとする意志のない技術(=当打技術)で正確に打突することが求められているのであるが、同書では、その打突部位について以下のように詳説されている。

打突の部位は次のとおりとする。ただし中学校では突部および左小手を除く。…

(イ) 面部(正面・左面・右面)・ただし耳より上部とする。

難聴防止の為に面には左右に鼓防器をとりつけている、この鼓防器より上部の部面を打突することに設定した。従来正面は相手の正中線内の面で左右面と云うのは耳より上、即ち顛顛骨(せつじゆこつ)より鼻先にかけた線上の面を言うのである。

(ロ) 小手部(右小手)・ただし防具の小手の手首より上部とする〔図6参照——引用者注〕。なお上段に対する左小手は認める〔図7参照——引用者注〕。

小手は原則的に右小手であるが、左手左足前の構えをするものは、右小手に準じて左小手を取る。

上段を取っている者に対しては左小手を取ることとした。正常な構えをしている場合、何故左小手を取らないかと言うと、右の利き手を制することは一番有利であると言う約束事であることと、左手を打つことは危険性がある。即ち「しない」が相手につっかり易いことと、上段等より打つ場合は支え手になっている、手を打つことは負傷の原因ともなる等の理由である。

(ハ) 胴部(右胴・左胴)

胴部の場合、胴を抜く場合や、自分から体をかわして打つ場合は相手の正面の胴にかか

っても有効打突と認めても良い。

(二) 突部 (のど)

喉頭部を言うのである。防具においては突垂の部分である、この技は中学校に於ては削除されている。

なお、これら打突部位を打突する用具、すなわち「しない」(図8参照)は、中学校では16割りのもの(長さ「110 cm」、重さ「300 g~375 g」)、高等学校以上の学校では16割りまたは4つ割りのもの(長さ「110 cm~115 cm」、重さ「410 g~485 g」)が採用されている。高等学校以上の学校においては4つ割りの「しない」を用いた打突技術を習得させることを念頭に置いた指導が行われていたことから^{注17)}、先に掲げた解説の内容(左小手)もこの「しない」を使用することを前提に説明されている点に留意しなければならない。

さて、上記の引用から、学校剣道では主に2つの理由から中段の構えに対しては「左小手をとらない」とされたことがわかる。

1つは、中段の構えをとる者に対して「右の利き手を制することは一番有利である」という約束事である」ということである。ここでは、武術的な理由、すなわち戦前に「武術としてつくられた」(全日本剣道連盟編、1953) 剣道の形(=大日本帝国剣道形)では、中段の構えに対する小手部への打突は「右籠手」(大日本武徳會本部編、1933)に限られているという理由を、観念レベルに昇華(スポーツ化)させて継承したのではないかと考えられる。

もう1つは、中段の構えに対して「左手を打つことは危険性がある。即ち『しない』が相手につっかかり易いことと、上段等より打つ場合は支

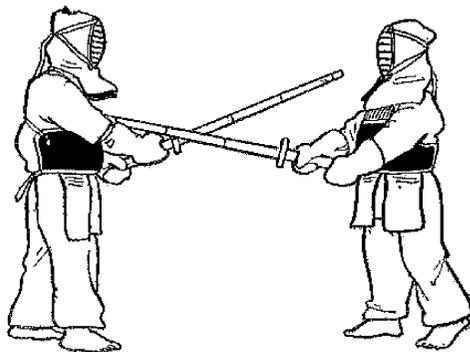


図6 中段の構えに対して右小手を打ったところ
(学校剣道研究会編、1958、p. 94.)

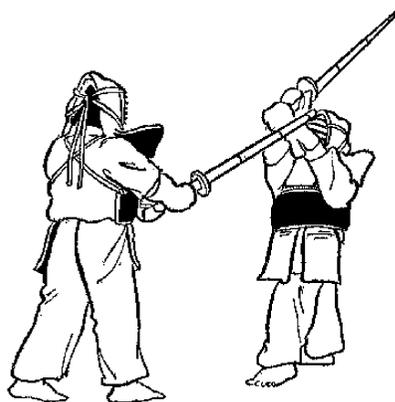


図7 上段の構えに対して左小手を打ったところ
(学校剣道研究会編、1958、p. 94.)

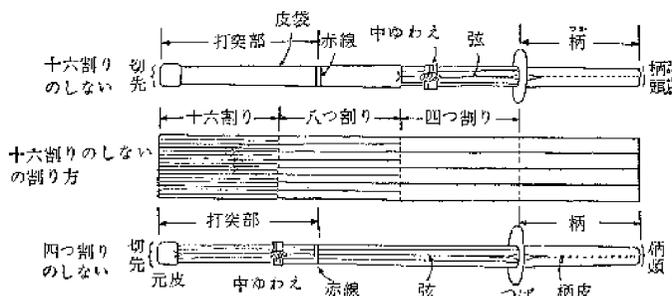


図8 「しない」の構造及び各部名称
(学校剣道研究会編、1958、p. 165.)

え手になっている、手を打つことは負傷の原因ともなる等の理由」からである。ここでは、中段の構えに対して右小手よりも胴体近くにある左小手を「しない」の打突部^{注18)}の中でも切先（「しない」の先端）から遠い部分で打とうとすると、その部分が左小手をとらえるよりも先に切先が左上腕部周辺に「つかかり易い」、すなわち防具以外の部位を打突し易いことを理由に、中段の構えに対して左小手を打つことを禁止した、と推定される。しない競技で用いられていた16割りの「袋しない」よりも硬く重い4つ割りの「しない」が使用される学校剣道において防具による保護がない部位を打突することは、打突時の衝撃で相手に負傷を負わせてしまう危険性を孕んでいるからである。

また、中段の構えに対して「しない」がつかからないように左小手をとらえようとしても、相手においては柄頭を握らなければならない左手、すなわちその構えにおいて「支え手」となる左小手には打突の範囲ではない「手」（＝拳に相当する部分）への打突を防ぐための鏝が存在しないため、それへの打突が避けられるとはいえない。それ故、その「手」を上段の構え等から4つ割りの「しない」で打たれると打突時の衝撃による負傷の危険性が示唆される、との理由から中段の構えに対して左小手を打つことを禁止した、と考えられる。なお、この条件で左「手」を打つと、左第二指基節骨部への打突が避けられないことは容易に想定される。「手の骨折中もっともしばしば認められる骨折」（津下、1987）は基節骨骨折であり、この骨折は直接外力によって発生することを勘案すれば、これが上段の構え等から「手」を打たれた際に生じる負傷の原因としてみなされた、とも推定される。

一方、面部（左右面）においては、1953年より実施されていた学校剣道と同じく、耳への打突の衝撃による難聴を防止するため、その打突可能な範囲は「耳より上、即ち顳顬骨（せつじゅこつ）より鼻先にかけた線上」、すなわち「耳より上部」と指示されているが、ここでは更に安全を期すため、「鼓防器（護耳器）を面にとりつけたもの」

（学校剣道研究会編、1958）が使用されることとなったことに着目しておきたい。

5. 結 び

本研究は、しない競技において認められていた中段の構えに対する打突部位としての左小手が、しない競技と並行して実施されていた学校剣道と、両者の内容が整理統合された学校剣道とでは制限されていることに着目し、戦後の剣道では、スポーツ化という理念の下でどのようにして左小手の制限がなされたのかを解明することを目的としていた。本論で検討した結果を踏まえ、本研究の結論を述べたい。

1. 戦後の剣道禁止下において、それを解除すべく考案されたしない競技では、中段の構えに対して、正面、左面、右面、左小手、右小手、左胴、右胴、喉頭部（咽喉部）を打突することが認められていた。この位置づけは、戦時中に実施された剣道の斬突部位と同一のものであったが、小手部については、戦時中の剣道では実戦に即応させること、すなわち真剣勝負を想定していたがために小手は左右どちらでもよいとされたのに対し、しない競技ではスポーツとしての合理性という観点から左右平等に打つものとして位置づけられ実施されるようになった。また、打突技術については、戦時中の戦技化された剣道からの脱却を図るために、当打的技術へと改変された。

2. 1953年より、しない競技と併存していた学校剣道における打突の技術も、しない競技と同様に当打的技術で行われるものとされた。しかし、この両者の中段の構えに対する打突部位を比較してみると、小手部に差異がみられた。学校剣道では、しない競技において認められていた中段の構えに対する左小手への打突が制限され、右小手のみが可とされていたのである。ここに、しない競技と剣道との間の断絶が確認された。

3. この両者の内容が整理統合された1957年以降の学校剣道の指導解説書として作成された学校剣道研究会編（1958）の『学校剣道の指導』によれば、学校剣道では主に2つの理由から中段の

構えに対して左小手を制限したことが明示されていた。

1 つは、中段の構えをとる者に対して「右の利き手を制することは一番有利であるという約束事である」ということである。ここでは、武術的な理由、すなわち戦前に「武術としてつくられた」（全日本剣道連盟編，1953）剣道の形（＝大日本帝国剣道形）では、中段の構えに対する小手部への打突は「右籠手」（大日本武徳會本部編，1933）に限られているという理由を、観念レベルに昇華（スポーツ化）させて継承したのではないかと考えられる。

もう1つは、中段の構えに対して「左手を打つことは危険性がある。即ち『しない』が相手につかかかり易いことと、上段等より打つ場合は支え手になっている、手を打つことは負傷の原因ともなる等の理由」からである。つまり、中段の構えにおいて右小手よりも胴体近くにある左小手を、「しない」（「竹刀」）の打突部の中でも切先（「しない」（「竹刀」）の先端）から遠い部分で打とうとすると、その部分が左小手をとらえるよりも先に切先が左上腕部周辺の防具以外の部位に「つかかかり易い」（＝打突し易い）のであるが、しない競技で用いられていた16割りの「袋しない」よりも硬く重い4つ割りの「しない」（「竹刀」）が使用される学校剣道において防具による保護がない部位を打突されることは、打突時の衝撃で負傷する危険性を孕んでいることに加えて、中段の構えをとる場合に「支え手」となっている左小手には、打突の範囲に含まれない「手」（＝拳に相当する部分）への打突を防止する鏝が存在しないために、上段等の構えからその「手」を4つ割りの「しない」（「竹刀」）で打たれてしまうと、打突時の衝撃で負傷する危険性が示唆される、との理由をもって中段の構えに対して左小手を打つことを禁止した、と推定される。

4. 戦後の剣道における左小手の制限は「戦前への復帰」とみなすことができるが、以上を踏まえると、その際の説明は戦前復帰ではなく、スポーツ化という理念のもとで安全性の確保ということを主要な理由としてなされた、といえよう。

注

- 注 1) 同規程では中段の構えに対する斬突部位が、「面（顛顛部以上二限ル）胴（左右）右小手…喉（面垂レ）」（大日本武徳會武道専門學校編，1927）と定められている。
- 注 2) しない競技の「しない」の表記については、民間レベルでは「撓」と「しない」（時には「シナイ」）が併用されているが、公的には「しない」が用いられているため、本稿では「しない」と記述していく。但し本論を展開するなかで、例えば「全日本撓競技連盟」という固有名詞や引用文において「撓」が使用されている場合には、この表記を用いる。
- 注 3) 1953年、文部事務次官通知「学校における剣道の実施について」（文初中第385号）が通達されたことで、高等学校以上の学校における剣道の実施が認められたが、その通知の中ではこの剣道を、「学校における剣道」、「新しい剣道」、「学校剣道」と表記しているように（文部省編，1953）、統一した呼称はされていない。一方、1957年には、しない競技とこの剣道との内容が整理統合され、その名称が「学校剣道」と決定されたが、この件について文部省より通牒された文書、すなわち文部事務次官通知「学校剣道の実施について」（文初第285号）では、1953年から高等学校以上の学校で実施されている剣道を、「学校で実施している『剣道』」（文部省編，1957）、と記している。
- 注 4) 学校剣道で適用された競技規則では、小手部への打突は、「（右小手）ただし上段に対する左小手は認める。」（文部省編，1953）とされているように、中段の構えに対する小手部への打突は右小手のみが可とされている。
- 注 5) 先述したように、1952年から中学校以上の学校ではしない競技の実施が認められていたため、高等学校以上の学校においては、1953年より、しない競技と学校剣道とが並行して実施されることとなった。それがために、例えば、1954年に栃木県で開催された第1回全国高等学校剣道大会では、「『剣道の部』と『しない競技の部』二つ」（全国高等学校体育連盟剣道専門部編，2005）が設けられている。
- 注 6) この他に、戦後剣道の復活過程を分析したものとして、高野一宏（1982，1994）、大塚忠義（1995）等の研究がある。
- 注 7) なお、井上正孝（1969）は、「スポーツとしての剣道」において中段の構えに対する打突部位か

ら左小手が除かれなければならない理由を、「左小手の場合は説明が長過ぎるが要は『中段の構え』そのままの時に打った左小手はいけないということである。これは実際の場合打つこともできないが、これを許すと危険性があり、剣道が乱れる」からである、と述べているが、この説明だけではその構えに対して左小手を打つと「『どのような危険性』があるのか、『どのように剣道が乱れる』のかよくわからない」（中村，1994）。「これ以上の理由は〔戦後の——引用者注〕どの本にも書かれていない」（中村，1994）のであり、「スポーツとしての剣道」において、中段の構えに対する打突部位としての左小手を制限した具体的且つ明確な理由は、これまで不明とされてきたといわざるを得ないのである。

注 8) この点を GHQ 史料に基づいて解明した山本礼子(2003)によれば、CIE 教育課長の A・K・ルーミスは、剣道の「活動が校内で禁止されているので、費用のかかる学校外の施設で活動せざるを得ない、禁止措置が続くと健全な学生スポーツの育成が危ぶまれる」という学生からの陳情に対し、「一九四九年四月二十三日の…時点で柔道・剣道同時復活を考えていた」が、「剣道は『武』のイメージにつながり、極東委員会指令に『剣道のような』という文言が入っていたばかりに、他の〔武道——引用者注〕種目より復活に手間取った」とされている。

注 9) しない競技の A 級、B 級とは、その試合で用いられた「三クラス制」（A 級・上級者、B 級・中級者、C 級・初心者）における階級を指す（全日本撓競技連盟編，1951）。

注 10) 本規定は、文部省より 1943 年 5 月 28 日に通牒された（中村，1994）。

注 11) 「斬打的技術」とは、『斬れた』ということが打突の技術的標準になっている技術で、俗にいう『一刀両断』式な打突技術（中野，1972）である。

注 12) 「当打的技術」とは、「規則どおりに当てることが打突の技術的標準になっている技術」（中野，1972）である。

注 13) 「社会体育の実施に関する件」（発体 95 号）の通牒により、社会における剣道の制限措置がとられていた。

注 14) 文部省編（1953）の『学校剣道指導の手びき』の「作成に当たった学校剣道研究会の委員であった方々に、執筆ならびに編集」（全日本剣道連盟編，1953）を依頼し、その内容が纏められたものが、全日本剣道連盟編（1953）の『学校剣道一指導の

手びき解説一』である。本書では、「スポーツとしての剣道を成立させるための要素」として、「一、活動楽しむ心」、「二、技術の追求」、「三、活動における人間関係」、「四、活動の方法—競技規則」の 4 つが挙げられている。

注 15) ここでいう打突とは、「竹刀」の打突部、すなわち「切先から柄を除く長さの 2 分の 1 前方の絨の反対側」（文部省編，1953）で打突することをいう。

注 16) 学校剣道の競技規則及び審判要項の作成にあたった中野八十二（1953）も、「打突部位の中で左小手を上段の場合より外に除外したのは危険であると云う理由に依る」と述べるにとどまっている。

注 17) 学校剣道研究会編（1958）の『学校剣道の指導』では、「学校剣道の実際指導にあたって留意すべき事項」として「高等学校以上に於ては『16 割りのふくろしない』と『4 つ割りのしない』を適宜併用して効果をあげるようにする。例えば一年の内は 16 割りを、二三年で 4 つ割りを、或は時間内でも打込練習のときは 16 割、互格練習には 4 つ割を、という工合に色々考慮して併用して効果をあげるようにする。」としている。なおこの説明から明らかなように、学校剣道（高等学校以上）は最終的に 4 つ割りの「しない」を用いた打突技術で行われることから、本稿ではここで使用される「しない」を 4 つ割りのものとし、検討を進めていく。

注 18) 学校剣道で使用される「しない」の「打突部は『しない』の全長の 1/3 の〔弦の——引用者注〕反対側」（学校剣道研究会編，1958）と規定されている。

文 献

大日本武徳會武道専門學校編（1927）大日本武徳會武道専門學校一覽 昭和二年。大日本武徳會武道専門學校：京都，p. 29.

大日本武徳會本部編（1933）大日本帝國剣道形 増補加註寫眞説明。大日本武徳會本部：京都，p. 7.

藤崎寛行（1952）しない競技の施設と用具。学校体育，5（8）：58-61.

藤崎寛行（1953）しない競技と剣道。学校体育，28（9）：34-35.

学校剣道研究会編（1958）学校剣道の指導。修文社：東京。

長谷川弘一（2008）戦前・戦後における学校剣道の「技の体系」—学校剣道における基本動作について

- 一、会津大学文化研究センター研究年報, 15: 41-52.
- 林田敏貞 (1943) 學徒武道試合綱領學徒剣道試合規定 學徒剣道試合指導要綱解説. 學徒體育, 3(7): 23-30.
- 井上一男 (1952) 学校における「しない競技」. 学校体育, 5(8): 32-35.
- 井上正孝 (1969) 剣道審判必携. 東海大学出版会: 東京, pp. 18-19.
- 海後宗臣・清水幾太郎編 (1966) 資料・戦後二十年史 5 教育・社会. 日本評論社: 東京, p. 18.
- 関東学生剣道連盟編 (2002) 関東学生剣道連盟・五十周年記念誌. 関東学生剣道連盟: 東京, pp. 2-29.
- 加藤橋夫 (1985) 加藤橋夫著作選集 第1巻. ベースボール・マガジン社: 東京, pp. 204-214.
- 木下秀明 (1972) スポーツの近代日本史 (第2版). 杏林書院: 東京, p. 240.
- 木下秀明 (2003) 「術」から「道」へ—日本の“martial arts”の近代化とは—. 大道等・頼任一昭編 近代武道の系譜. 杏林書院: 東京, p. 12.
- 国分国友 (1990) 剣道に内在する武道・スポーツ性について—しない競技規程と剣道試合・審判規則の比較から—. 鹿屋体育大学研究紀要, 5: 37-52.
- 小西康裕 (1952) 剣道とシナイ競技. 川津書店: 東京, p. 108.
- 見形道夫 (1976) 戦後剣道のあゆみ—私の一考察—. 剣道, 1(4): 15-19.
- 文部省編 (1952) 学校しない競技指導の手びき. 東風社: 東京.
- 文部省編 (1953) 学校剣道指導の手びき. 東洋館出版社: 東京.
- 文部省編 (1957) 学校剣道指導の手びき. 東洋館出版社: 東京.
- 村山輝志・国分国友 (1976) 剣道試合審判規則—全剣連・警察の変遷史—. スキージャーナル「月刊剣道日本」編集局: 東京.
- 長尾 進 (2010) 「常識」にクエスチョン(5) なぜ、打突部位は面, 小手, 胴, 突ききの4箇所なのでしょう. 剣道日本, 35(8): 116-117.
- 小林信二 (1982) 剣道史. 今村嘉雄・石岡久夫・老松信一・島田貞一・入江康平編 日本武道大系 第十巻. 同朋舎出版: 京都, p. 110.
- 中村民雄 (1994) 剣道事典—技術と文化の歴史—. 島津書房: 東京.
- 中野八十二 (1953) 競技規則と審判要領. 学校体育, 28(8): 54-60.
- 中野八十二 (1957) 中学校剣道の諸問題. 体育科教育, 5(8): 12-15.
- 中野八十二 (1972) 剣道の技術史. 岸野雄三・多和健雄編 スポーツの技術史—近代日本のスポーツ技術の歩み—. 大修館書店: 東京, pp. 241-287.
- 中野八十二・坪井三郎 (1970) 凶説剣道事典. 講談社: 東京, pp. 51-55.
- 大塚忠義 (1995) 日本剣道の歴史. 窓社: 東京.
- 齋藤浩二・竹田隆一・黒須 憲 (2004) 戦後の学校における剣道の学習内容について. 仙台大学紀要, 35(2): 1-16.
- 坂本 完 (1977) 戦後剣道のあゆみ—私のみてきたあゆみ—. 剣道, 2(2): 58-61.
- 笹森順造 (1955) (旺文社スポーツ・シリーズ) 剣道. 旺文社: 東京, p. 22.
- 庄子宗光 (1970) 改定増補剣道百年. 時事通信社: 東京, pp. 225-231.
- 体育日本社写真部 (1952) しない競技 (二) 写真解説. 学校体育, 5(8): 4.
- 大修館書店編集部編 (2007) 最新スポーツルール百科 2007. 大修館書店: 東京, p. 279.
- 高野一宏 (1982) 学校剣道の復活過程に関する研究. 武道学研究, 15(2): 59-60.
- 高野一宏 (1989) 撓競技 (Shinai Game) の研究—剣道の競技化の過程における一変容—. 見形道夫先生退職記念論集刊行会編 体操とスポーツと教育と—見形道夫先生退職記念論集—. 大空社: 東京, pp. 47-70.
- 高野一宏 (1994) 学校剣道の復活—しない競技の果たした役割を中心として—. 日本体育・スポーツ教育大系刊行会編 日本体育・スポーツ教育大系 第8巻. 教育出版センター: 東京, pp. 134-137.
- 高野一宏・中野八十二 (1983) 戦後日本における剣道の競技化に関する史的考察—学校剣道の成立に果たした「しない競技」の役割—. 日本体育大学紀要, 12: 135-145.
- 津下健哉 (1987) 手の外科の実際 (第6版). 南江堂: 東京, p. 159.
- 山本礼子 (2003) 米国対日占領政策と武道教育—大日本武徳会の興亡—. 日本図書センター: 東京, p. 76.
- 湯野正憲 (1954) 剣道寒稽古の指導と管理. 学校体育, 29(1): 48-52.
- 全国高等学校体育連盟剣道専門部編 (2005) 創設五十周年記念誌. 全国高等学校体育連盟剣道専門部: 東京, p. 9.
- 全日本剣道連盟編 (1953) 学校剣道—指導の手びき解説—. 新剣道社: 東京.
- 全日本剣道連盟編 (2007) 剣道試合・審判規則剣道試合・審判細則. 全日本剣道連盟: 東京, pp. 7-8.
- 全日本剣道連盟編 (2008) 剣道指導要領. 全日本剣道

連盟：東京， pp. 5-37.
全日本撓競技連盟編（1951）撓競技一規程の解説と基本一．妙義出版社：東京．

（平成23年9月28日受付）
（平成24年6月20日受理）

Advance Publication by J-STAGE
Published online 2012/7/14